| 受理番号 | 受理年月日 | | 件 | 名 | 及 | び | 要 | 山田 | | 提 | | 出 | 者 | 紹 | 介議 | 員氏 | 名 | 付委員会 | 託 | 議決結果 |
|-----------|-------|--|---|--|--|---|---|--|---|---------------|-----------|---|-----|---|----|----|-------|------|---|------|
| 2 4 年第10号 | | 【 量性調退を考 て康か線私もだ た被下月請昨のヨ査避高え放い影し障たたと平子災「27願年放ウにのめら射る響,害ちち考成ど者原日趣の射素よ指るれ能福をチははのえ24もの発に旨東性にっ示放るの <equation-block>も工時予健る年を生事な</equation-block> | 】京物よても射。影鳴た心間防康。Fは活故公故へ準涯との電質る解な性 響ーらノを,へ 月じ支子右子の以にさ放力が相明くヨ は原すブ経早の 2め援どオど影上われ射 | 福環当さ,ウ 成泵のイで胡懸 1と等もにも響のたて線島境量れ多素 長事かりか発念 日すに・た・を放っい量第中のつくは 其事,でら見と ,そ関被 被受射でるの | 一に汚つのよ 朋敗現の症と被 「食す災、災け線実(地原放染あ子よ のに時実状早害 東民る者 者や量施第域 | 子出がらも彼 どるでを出治を 電等短援 援い地れ条指発れったは も放は見て療小 原生の法 法こ域る第指 | 電,かからという正るく本心(京三推)()とにう寛定所茨たしがを)ど能確とる制限(子活進と)でを住よ2すの城こ当甲し(受漏に,とのは)力をにい(は踏ん〕項る | 事県と時状た ナれは子い整印 事子関う ,まで国参に事にがは腺可 やが分どう備え 故り関。 子えいが照あ故お各,が能 すどかも実ご唯 しえるか もうた要。~ | 原い子園のは、いちと態を住って法が、から場でつて究かのが、とだなちがが一、りる律成、がど合なこてのも機ら発高、いけいのあ,の、被た」立、放り屋症い、わの。放る子方、災め(し、射の,置「,大射の内率と、れ健し射。ど法、しの以同、線と健を一放 | 能代外 3 名 | 守る? 飯村 | 会 | を放射 | 西 | | 東正 | 透良湖孝夫 | | | 採択 |

はホールボディカウンタ等による測定が困難な放射性ョウ素等の半減期の短い核種による事故初期段階の内部被ばくについて考慮した健康リスク評価が非常に重要である。茨城県の事故直後の放射性ョウ素の分布などについても十分な情報を得,かつ,さまざまな可能性を考慮したうえでの支援対象地域の指定を希望する。

事故後, 茨城県産の一部の食品からも暫定基準値を超える 放射性物質が検出された。半減期が30年のセシウム137も 相当量検出されているため, 今後も食品の長期的な監視が必 要である。また学校給食に「極めて高度な安全性」がもとめ られていることは、これまでの確定判決が示すとおりであ る。給食検査においては、子どもたちが給食を摂取する前の 事前検査と, 摂取後の事後検査が共に重要である。本県にお いては、事後検査の検査体制が整えられつつあることから、 最優先課題としてこれの県内全域の市町村への拡充を国に 対して強く要望することを希望する。

また学校給食について計測されたすべての結果は、わかりやすく速やかに公表しなければならない。検査の結果、汚染が少ないことが判明した場合には、給食への不安が大きく低減されることになる。

ついては、子どもたちを放射能から守るため、次のような対策を県に求め請願する。

【請願項目】

茨城県は、学校給食における食の安全を確立し、すべての 保護者等の不安感を解消するため、今年度実施されている放 射性物質モニタリングの継続と県全域の市町村への拡充に ついて、国に対して強く要望すること。また、学校給食に関 する情報や検査結果については、引き続き、速やかに、分か りやすく公表すること。